

清瀬市ホームビジター派遣事業

施策のポイント

自治体では全国初の事業。今までの事が起きてからのサービスではなく、起きる前のサービスを行うことで、虐待などの予防につながる。

自治体情報

東京都清瀬市

人口 / 73,779人

標準財政規模 / 14,728,713千円

担当課 子ども家庭部 子ども家庭支援センター

電話番号 直通 042-495-7701 代表 042-492-5111 内線 577

実施主体 清瀬市

関連ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp/>

事業期間 平成 21 年度から

参考とした施策

関係施策分類

施策の概要

1 取組に至る背景・目的

この事業は、子育て困難な状態になってから支援するのではなく、家族に回復力がある状態のうちに早期に支援することで、保護者の子育て意欲を高め子どもの安定した地域での家庭生活を保障し、子ども虐待の予防・防止につながることを目的とする。

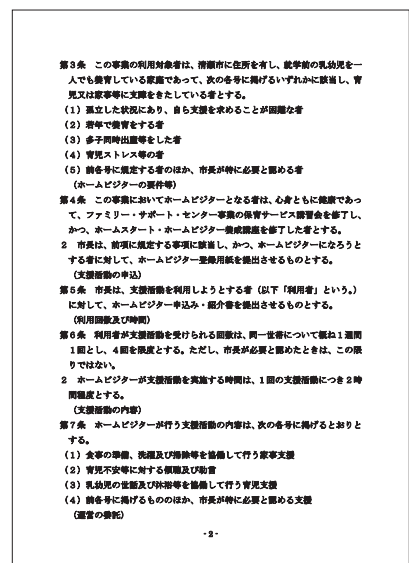
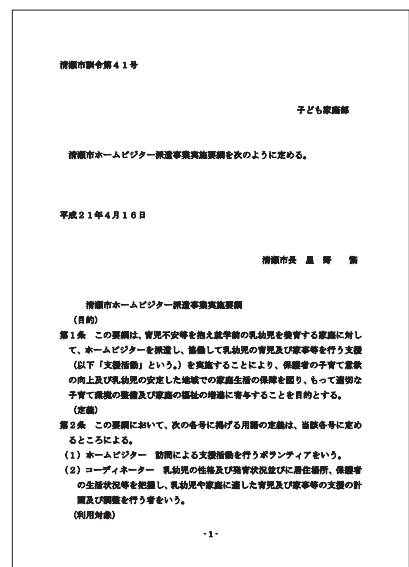
2 取り組みの具体的内容

就学前の乳幼児の育児不安等を抱えている家庭に対してホームビジターが訪問し、保護者の話を聞き、家事・育児と一緒に取り組む。

- (1) 実施主体 清瀬市
- (2) 委託先 特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ
- (3) サービス内容
 - ① 子育てや家事等に関する傾聴活動
 - ② 子育てや家事を協働して行う活動
- (4) 頻度・回数・対象数
 - ① 概ね1週間1回2時間程度で4回を上限とする
 - ② 年間50家庭を想定
- (5) 提供体制
 - ① コーディネーター1名と補助コーディネーター1名を置く
 - ② ホームビジター養成講座の実施
 - ③ スキルアップ研修の実施

3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

子育て力の低下、家庭機能を充実させることで子育てに対する不安を解消し虐待の未然防止に寄与する。



4 現在までの実績・成果

(申請) 24 家庭

(終了) 22 家庭 ※転出等があったため

いわゆるグレイゾーン家庭を支援することで、今までの事が起きてからのサービスではなく、起きる前のサービスを行うことで、虐待などの予防につながるというようなシステムが構築されつつある。

5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

この事業を周知するため、関係機関との連携に力を入れた。例えば、健康推進課による「こんにちは赤ちゃん事業」でのPR。つどいの広場におけるアドバイザーからの周知など。

6 今後の展開と課題

こんにちは赤ちゃん事業の推進が求められる中、清瀬市ではほぼ 100%に近い訪問が実施されている。こうした中、訪問の際に発見される不安を抱える母親への対応を強化する事業としては今回の取り組みの成果に期待するところが大きい。また、いかにして、グレイゾーン家庭に関われるかが課題でもある。

第9条 市長は、ホームビジター派遣事業（以下「事業」という。）の全部又は一部を法人に委託して実施することができるものとし、事業を委託する事業者（以下「事業者」という。）は次の各号に掲げる事項等を行うものとする。

- （1）実施事業の円滑な運営を図るため、コーディネーター及び補助コーディネーターを置くこと。
- （2）ホームビジターの選定及び管理に関すること。
- （3）利用者等からの申し込み受付に関すること。
- （4）ホームビジターの派遣決定から派遣終了までの事務に関すること。
- （5）ホームビジターの派遣に係る関係機関との連携調整に関すること。
- （6）ホームビジターの選定、研修及び研修に関すること。
- （7）ホームビジター派遣事業実施に関する報告書の作成及び提出に関すること。

（報告書）

第9条 市長は、ホームビジターが支援活動を行ったときは、活動報告書に支援活動の内容を記載させ、速やかに提出させるものとする。

第10条 市長は、事業者に対して、利用等を行った支援活動の内容を記載したホームビジター派遣実績報告書を次条に規定する開催会議の開催日に提出させるものとする。

（開催会議）

第10条 市長は、ホームビジター派遣事業の適切な運営及び支援を行うため定期的に開催会議を実施し、必要に応じて随時対応を行うものとする。

（守秘義務）

第11条 事業者、ホームビジター及びコーディネーターは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）個人情報等を他人に開示してはならない。その開示を受けた者も同様とする。
- （2）個人情報等を事業目的以外に使用してはならない。
- （3）個人情報等を真に必要な場合を除き、複製又は複製してはならない。
- （4）個人情報等を適切に管理し、個人情報等の滅失及び毀損等の事故防止に努めなければならない。

- 3 -

（様式）

第12条 この要綱の施行について、必要な事項及び報告等の様式は、市長が別に定める。

（施行）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この附則は、公布の日から起算して、

- 4 -

予算関連データ

総額 ①～⑤の計		財源内訳（財源区分：①～⑤）				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
1,844千円		0千円	0千円	0千円	0千円	1,844千円
①～④の名称、 所管など	名称					/
	所管					
	金額					
	補助率					

提供可能資料：清瀬市ホームビジター派遣事業実施要綱